

東北電力株式会社 女川原子力発電所
計量管理規定の変更認可について

I. 審査の結果

「東北電力株式会社 女川原子力発電所」（以下「発電所」という。）に係る計量管理規定に関し、同社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請があった「計量管理規定の変更認可申請書」（令和2年4月17日付け）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないと認められる。

II. 申請の概要

申請者名：東北電力株式会社

代表者氏名：取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎

申請日：令和2年4月17日

申請の理由：法令改正の適用及び女川原子力発電所第1号機の廃止に伴う使用済燃料プール内保管新燃料の搬出経路の追加のため。

申請の内容：変更の概要は以下のとおり。

1. 法令改正に伴う変更
2. 女川原子力発電所1号機の廃止に伴う使用済燃料プール内保管新燃料の搬出経路の追加

III. 審査の内容

本件審査に当たっては、本申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「規則」という。）第4条の2の2に基づく規定を満たしていること及び法第61条の8第2項の規定に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないことを確認した。

その内容は、以下のとおりである。

1. 法令改正に伴う変更

(1) 法第68条第3項（立入検査関連）が削除（令和2年4月1日施行）されたことに伴い、項番号が「第5項、第8項、第9項、第11項、第12項、第13項、第14項」から「第4項、第7項、第8項、第10項、第11項、第12項、第13項」に適切に変更されていることを確認した。（該当箇所：第23条、第48条）

(2) 法第43条の3の15（施設定期検査）が削除（令和2年4月1日施行）されたことに伴い、「施設定期検査」が「定期事業者検査」に適切に変更されて

いることを確認した。(該当箇所：別表第5)

(3) 規則第7条第31項及び第32項が追加(平成29年7月10日施行)されたことに伴い、項番号「第32項」が「第34項」に適切に変更されていることを確認した。(該当箇所：別表第8)

2. 女川原子力発電所1号機の廃止に伴う使用済燃料プール内保管新燃料の搬出経路の追加

女川原子力発電所1号機の廃止に伴い、使用済燃料プール内保管新燃料の搬出経路として、使用済燃料プール等：Cから新燃料貯蔵庫等：Aの経路追加が適切に変更されていることを確認した。